

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）（第一条関係）・・・1
- 計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十号）（第二条関係）・・・2
- 計量法関係手数料令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四十号）（第三条関係）・・・3

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 (自動捕捉式はかりの検定に係る手数料の額に関する特例) <u>令和六年四月一日前</u>から取引又は証明における法定計量単位 による計量に使用されている自動捕捉式はかりについて計量法 第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しな ければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の 規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するも のごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検 定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とある のは、「別表第二に掲げる金額」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 (自動捕捉式はかりの検定に係る手数料の額に関する特例) <u>令和四年四月一日前</u>から取引又は証明における法定計量単位 による計量に使用されている自動捕捉式はかりについて計量法 第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しな ければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の 規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するも のごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検 定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とある のは、「別表第二に掲げる金額」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（ホップパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例）</p> <p>第二条 令和十年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているホップパースケール、充填用自動はかり又はコンベヤスケールについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（ホップパースケール等の検定に係る手数料の額に関する特例）</p> <p>第二条 令和五年四月一日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているホップパースケール、充填用自動はかり又はコンベヤスケールについて計量法第十六条第一項第二号イの検定を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額に係る計量法関係手数料令第二条の規定の適用については、同条第三号中「同一の構造を有するものごとに、別表第四に掲げる金額と別表第二に掲げる金額に検定を受ける特定計量器の数を乗じて得た額との合算額」とあるのは、「別表第二に掲げる金額」とする。</p>